

令和元年度

定期監査結果報告書
学校監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

令和2年2月

三木市監査委員

三 監 報 第 16 号
令和 2 年 2 月 25 日

三 木 市 長	仲 田 一 彦 様
三木市議会議長	泉 雄 太 様
三木市教育長	西 本 則 彦 様
三木市選挙管理委員会委員長	平 田 義 則 様
三木市公平委員会委員長	中 嶋 展 也 様
三木市農業委員会会長	鷲 尾 信 彦 様
三木市固定資産評価審査委員会委員長	西 本 公 彦 様

三木市監査委員 石 本 成 史

三木市監査委員 穂 積 豊 彦

定期監査、学校監査及び財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、令和元年度定期監査等を行いましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じられたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

目 次

【定期監査】

1. 監査の種類及び対象	3
2. 監査の着眼点	3
3. 監査の期間	3
4. 監査の実施場所及び日程等	4
5. 監査の実施方法	4
6. 監査の結果	4
7. むすび	8
8. 参考	9

【学校監査（定期監査）】

1. 監査の種類及び対象	18
2. 監査の着眼点	18
3. 監査の期間	18
4. 監査の実施場所及び日程等	18
5. 監査の実施方法	18
6. 監査の結果	19
7. むすび	20

【財政援助団体等監査（公の施設の指定管理）】

1. 監査の種類	22
2. 監査の期間	22
3. 監査の対象	22
4. 監査の範囲	22
5. 監査の着眼点	22
6. 監査の実施方法	23
7. 指定管理者の概要	23
8. 調査の結果	24
9. 監査の結果	25
10. むすび	26

【注記】

職員数については、正職員数（再任用含む）を記載し、嘱託員（再雇用含む）は別記している。なお、日々雇用職員については、専門職のみ記載している。

定期監査結果報告書

定期監査結果報告書

1. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項（同第2項を兼ねる）の規定に基づく定期監査

- 【 総合政策部 】 企画政策課、法務情報課
- 【 総 務 部 】 総務課、市史編さん室
- 【 市民生活部 】 市民協働課
- 【 健康福祉部 】 福祉課、健康増進課
- 【 産業振興部 】 商工振興課
- 【 都市整備部 】 用地管理課、道路河川課
- 【 上下水道部 】 水道工務課
- 【 消 防 本 部 】 消防本部・消防署
- 【 行政委員会 】 農業委員会事務局
- 【 教育総務部 】 教育施設課
- 【 教育振興部 】 学校教育課、教育・保育課、
志染町公民館、自由が丘公民館

2. 監査の着眼点

(1) 重点事項

- ・未収金（債権）の管理が適正に行われているか
- ・契約手続きが適正に行われているか
- ・準公金の管理が適正に行われているか

(2) その他の事項

- ・予算の執行等について
- ・収入事務について
- ・支出事務について
- ・補助金、交付金について
- ・出張命令について
- ・休暇について
- ・時間外勤務命令について
- ・公用車の運転、管理について

3. 監査の期間

令和元年12月20日から令和2年2月10日まで

4. 監査の実施場所及び日程等

三木市役所会議室及び各公民館

1月 9日(木) 農業委員会事務局、企画政策課、法務情報課、用地管理課、
道路河川課、市民協働課

1月 14日(火) 志染町公民館、自由が丘公民館、健康増進課、福祉課、
商工振興課

1月 15日(水) 消防本部・消防署、市史編さん室、総務課、水道工務課、
教育施設課、学校教育課、教育・保育課

5. 監査の実施方法

令和元年 11 月 30 日現在における予算の執行状況及びその内容等について資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査・確認するとともに、職員への質問を行う方法で実施した。

6. 監査の結果

前述のとおり、監査した限りにおいては、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

また、口頭により改善の検討を指示した個別の事項についても改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、市長等が措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

ア 法令等による契約手続きがなされていなかったもの（重点事項に係るもの）

【内容】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号には、当該条項を適用した契約を締結する場合、市の規則で定める手続きによることが規定されている。三木市契約規則第 18 条の 2 には、その手続き（契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等の事前の公表等）が定められているが、この規則に定める手続きがなされ

ていない契約が認められた。市の契約規則等に基づき、適正に行われたい。

(用地管理課、市民協働課、福祉課、商工振興課、水道工務課)

イ 未収金（本市の有する債権）の管理で不備があったもの（重点事項に係るもの）

【内容】

本市の有する債権は法令及び三木市債権管理条例等に従い、適正な債権管理及び回収を図っていく必要がある。

このような中で、以下の点については、改善を要すると認められる。

①債権管理台帳への記載について一部漏れ等がある

市債権管理条例第4条には債権管理台帳を整備する旨が規定され、市債権管理条例施行規則第3条第2項には管理する項目が規定されているが、その管理するべき項目に不十分なものが認められた。条例等に基づき、適正に行われたい。

(教育・保育課)

②債権徴収計画書が作成、提出されていない

市債権管理条例第6条には毎年度徴収計画を策定しなければならない旨が規定され、市債権管理条例施行規則第4条においては策定期日や様式が規定されているが、その徴収計画書が作成されていない事例が認められた。条例等に基づき、速やかに作成されたい。

(総務課、福祉課、教育・保育課)

③不納欠損処理されていないもの

保育所保護者負担金に係る未収金の一部で、三木市財務規則第41条第1項第1号の規定により不納欠損処理をすべきところ、適正に処理されていないものが認められた。規則に基づき、適正に処理されたい。

(教育・保育課)

ウ 準公金（公金以外の現金等）の取扱いで改善が必要（重点事項に係るもの）

【内容】

職務の必要上、本市と一定の関係にある団体等の事務局を職員が行うなどにより、公金以外の現金等の取扱いを行っている場合がある。こうした現金等は、準公金と呼ばれ公金に準じて適切に扱われなければならない。

このような中で、以下の点については、改善を要すると認められる。

①準公金の管理根拠が不明瞭なものがある

準公金として職員が管理している根拠が不明瞭なものが認められた。明瞭にされたい。

(農業委員会事務局)

②収入、支出の記録に不十分なところがある

収入や支出が発生したごとにその内容を複数の者でチェックしている事がわかる記録が確認できなかったものが認められた。適切に記録を残されたい。

(健康増進課、教育施設課、志染町公民館)

③残高ゼロや利用されていない通帳がある

使用していない通帳等は、一般的にその管理への関心度が低くなるため紛失等に気づきにくくなる。また、不祥事案に利用されるリスクも高くなることから、速やかに整理し、解約等を行われたい。

(総務課、農業委員会事務局)

④名義が変更されていない通帳がある

通帳の名義人が変更されず、以前の関係者のまま残されているものが認められた。管理責任が曖昧になることから速やかに更新されたい。

(用地管理課)

⑤会計監査の日付が不適當

職員が事務局を担っている団体等の会計について、当該団体等の監事等が監査を行うこととなっているが、その会計監査の日付が会計期間の末日よりも早いものが認められた。会計期間が終了した後となるよう適切に処理されたい。

(商工振興課、志染町公民館)

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

ア 準公金の取扱いに関する統一的なルールがない（重点事項に係るもの）

【内容】

準公金については、その範囲や取扱方法などを定めたルールが本市において確認できない。近年、準公金の取扱いにかかるリスクの高さから全国的にもルール化が進んでいる。本市においては、数年前に準公金に関する不祥事が発生していることから、ルール化の重要度は高いと認められる。現在、各部署において多数の準公金を管理している中、その取扱いについて定めたものがないことは適正な管理を行う上で好ましいことではないことから、統一的なルールの速やかな策定をされたい。

イ 債権の管理体制について（重点事項に係るもの）

【内容】

市が保有する債権は、市民の大切な財産であることから、これまで監査委員として個別の助言等も行ってきた。しかしながら、債権の管理状況及び管理体制に改善が認められなかった事例があった。債権の管理意識の向上はもとより、職場内における管理体制のあり方については検討を要する。

（教育・保育課）

ウ プロポーザル方式による契約のガイドラインがない（重点事項に係るもの）

【内容】

行政が行う契約については、地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、一般競争入札が原則とされ、入札を行わない随意契約は法令の規定で認められた場合にのみ行うことができる。プロポーザル方式による契約とは、複数の事業者から企画の提案を受け、その中から優れた提案をした事業者を市側が選定する随意契約の一種であるが、その透明性・公平性については価格の安いものを選定する入札の方が優れている。近年、三木市においてプロポーザル方式による契約が増加していることから、透明性、公平性及び契約事務の効率性を向上させる観点からガイドラインの策定を検討されたい。

エ 事業者への支払いについて（重点事項に係るもの）

【内容】

市契約規則第 43 条には、契約金額が 100 万円以上で履行期間が 60 日以上工事等については、事業者の請求により部分払いができる旨が規定されている。現在、契約書等にその旨が記載され事業者への周知に努められているが、今後も高額な工事等に係る支払いについては事業者への過度な負担を強いることがないよう引き続き配慮されたい。

オ 学校の不用な備品・薬品の廃棄について

【内容】

市内各学校において、不用な備品や薬剤の廃棄処分が滞っている現状が見受けられた。教材備品の新規配備・更新の重要性もさることながら、不用となった備品等の廃棄についても遅滞なく処理され、適切な教育環境の整備、維持に努められたい。

（教育施設課）

7. むすび

以上が令和元年度の定期監査の概要である。

本年度には、今後10年間の市のめざす将来像や目標を明らかにした三木市総合計画が策定された。限られた財源の中で策定された計画を達成するためには、行政の事務及び事業が効率的、効果的に行われる必要がある。

この策定を機会に、今一度、基本に立ち戻り、法令遵守はもちろんのこと、これまで以上に継続的な業務改善が行われ、「誇りを持って暮らせるまち三木」が実現されることを期待し、むすびとする。

8. 参考（定期監査の対象部署に関する概要等）

【総合政策部】

企画政策課

(1) 組織及び職員数

企画政策係及び政策調整係の2係が設置され、所属職員数は課長を含めて7人であるが、このうち副課長は、教育委員会教育振興部学校教育課副課長を兼務している。そのほかに嘱託員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

- ①企画政策係は、総合計画、創生計画、総合教育会議、インバウンド戦略、土地利用計画市民満足度調査等に関する事務等を所管している。
- ②政策調整係は、部間の政策等の総合的企画、調整、企画書及び報告書、市の組織、広域行政、大学等との連携、意見公募手続制度（パブリックコメント）等に関する事務等を所管している。

法務情報課

(1) 組織及び職員数

法務係及び情報政策係の2係が設置され、所属職員数は6人である。

(2) 所管業務の概要

- ①法務係は、法制、条例・規則・訓令等の制定及び改廃にかかる審査及び公布、市議会の招集及び提出議案書の作成、主要施策実績報告書の編集及び発行、訴訟の対応、行政手続・行政不服審査制度の適正運用等に関する事務等を所管している。
- ②情報政策係は、情報システムの調査、企画、調整、開発及び運用、住民情報システムの管理及び運用、ネットワーク及びサーバ・パソコンの管理及び運用、情報セキュリティ対策、パソコン研修、難視聴地域の解消、社会保障・税番号制度に関する事務等を所管している。

【総務部】

総務課

(1) 組織及び職員数

人事係、給与厚生係及び文書・統計係の3係が設置され、所属職員数は23人である。そのうち、参事1人を含む計9人の職員が北播磨総合医療センター企業団に、1人が兵庫県に、1人が岡山県倉敷市に派遣されている。そのほかに嘱託員が2人配置されている。

(2) 所管業務の概要

- ①人事係は、職員の任免等身分に関すること、人材育成、人事評価、定数管理、労働安全衛生、研修、事務のアウトソーシングに関する事務等を所管している。
- ②給与厚生係は、職員の昇給、給与、共済、退職手当、福利厚生、公務災害に関する事務等を所管している。
- ③文書・統計係は、公印、情報公開制度、個人情報保護制度、審議会等の委員名簿管理、文書の保存及び廃棄、国基幹統計調査の実施等に関する事務等を所管している。

市史編さん室

(1) 組織及び職員数

所属職員数は室長を含めて3人で、そのほかに嘱託員の学芸員が1人、日々雇用の専門員が1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

「新三木市史」編さんに関する事務等を所管している。

【市民生活部】

市民協働課

関係機関として、市民活動センターが設置されている。

(1) 組織及び職員数

市民交流係及び生涯活躍のまち推進係の2係が設置され、所属職員数は課長を含めて7人である。そのほかに嘱託員が1人配置されている。

また、教育委員会教育振興部生涯学習課所属の各市立公民館（10館）の職員10人を地域まちづくり担当として併任している。

(2) 所管業務の概要

- ①市民交流係は、市民活動の推進、国際交流、区長協議会に関する事務等を所管している。
- ②生涯活躍のまち推進係は、生涯活躍のまち構想の推進、市政懇談会に関する事務等を所管している。
- ③地域まちづくり担当は、各担当地域において、市民協議会や地域活動団体の支援及び育成に関する事務を担当している。

【健康福祉部】

福祉課

関係機関として、高齢者福祉センターが設置されている。

(1) 組織及び職員数

総務・高齢者福祉係、生活支援係、生活保護係及び監査係の4係が設置され、課長が兵庫県から派遣されている。所属職員数は課長を含めて14人で、そのほかに嘱託員が7人配置されている。

(2) 所管業務の概要

①総務・高齢者福祉係は、民生委員・児童委員、地域福祉計画、福祉のまちづくり、老人保護措置、遺徳顕彰会、日本赤十字事業、災害弔慰金・見舞金、高齢者バス等助成事業、敬老会等に関する事務等を所管している。

②生活支援係は、生活困窮者の就労支援・自立支援、相談等の事務等を所管している。

③生活保護係は、生活保護に関する事務等を所管している。

④監査係は、社会福祉法人及びサービス事業所の指導監査に関する事務等を所管している。

健康増進課

関係機関として、総合保健福祉センターが設置されている。

(1) 組織及び職員数

健康政策係及び母子保健係の2係が設置され、所属職員数は課長を含めて15人である。そのほかに嘱託員の歯科衛生士1人、助産師1人、保健師1人、日々雇用の保健師1人、看護師1人が配置されている。

(2) 所管業務の概要

①健康政策係は、保健医療計画、健康づくり推進協議会、感染症対策、町ぐるみ健診、アスベスト健康管理支援、健康相談、健康教育等に関する事務等を所管している。

②母子保健係は、母子健康手帳の交付、乳幼児等の健康診査、各種予防接種、子育て世代包括支援センター等に関する事務等を所管している。

【産業振興部】

商工振興課

関係機関として、中小企業サポートセンター、勤労者福祉センター（サンライフ三木）、ふるさとハローワーク、金物資料館及びかじやの里メッセみきが設置されており、かじやの里メッセみきは、管理運営を指定管理者に委託している。

(1) 組織及び職員数

中小企業振興係、商業労務係及びかなもの振興係の3係が設置され、所属職員数は6人である。そのほかに嘱託員が1人配置されている。

また、勤労者福祉センター（サンライフ三木）及び金物資料館に嘱託員がそれ

それぞれ1人配置されている。

(2) 所管業務の概要

- ①中小企業振興係は、中小企業の振興、中小企業の融資斡旋、中小企業の生産性向上・設備投資促進・特許等取得・人材育成、起業家支援、三木金物まつり、中小企業サポートセンターに関する事務等を所管している。
- ②商業労務係は、商業の振興、商店街、プレミアム付商品券、キャッシュレスの推進、労政及び雇用促進、若年者雇用促進、ふるさとハローワーク、サンライフ三木に関する事務等を所管している。
- ③かなもの振興係は、金物産業・工業の振興、企業誘致・本社移転、三木金物ニューハードウェア賞、金物産業後継者育成、三木金物ふれあい体験、金物大学、技能顕功賞、金物資料館、かじやの里メッセみきに関する事務等を所管している。

【都市整備部】

用地管理課

(1) 組織及び職員数

管理係及び用地係の2係が設置され、所属職員数は課長を含めて8人である。

(2) 所管業務の概要

- ①管理係は、市道・河川の占用・掘削の手続き、市道・法定外公共物等の境界協定及び道路施設の管理等に関する事務等を所管している。
- ②用地係は、用地の取得及び物件の補償、私道の公道化に関する事務等を所管している。

道路河川課

(1) 組織及び職員数

工事係及び補修係の2係が設置され、所属職員数は課長を含めて8人であり、このうち1人が、北播磨県民局加東土木事務所に派遣されている。

(2) 所管業務の概要

- ①工事係は、インフラ・メンテナンス計画、道路・橋梁等の長寿命化等に関する事務事業等を所管している。
- ②補修係は、道路・河川・土木施設の補修事業、交通安全施設の整備等に関する事務事業等を所管している。

【上下水道部】

水道工務課

(1) 組織及び職員数

工務係及び施設係が設置され、所属職員数は課長を含めて10人である。

(2) 所管業務の概要

- ①工務係は、水道事業の基本計画・事業の許認可、水道施設の調査・研究・計画、計画工事・受託工事・負担金工事・移設工事等の設計・監督、他工事の立会検証、水道施設台帳整備等に関する事務事業等を所管している。
- ②施設係は、原水・浄水処理、浄水場・配水池・各配水区域の水質管理等に関する事務事業等を所管している。

【消防本部・消防署】

消防署（本署）のほかに2分署（広野分署及び吉川分署）が設置されている。

(1) 組織及び職員数

消防長の下に、消防本部次長及び消防署長が配属され、消防本部には総務課及び予防課の2課が、また、消防署には警防課及び救急救助課の2課と広野及び吉川の2分署が設置されており、所属職員数は93人（消防長、消防次長及び消防署長を含む）である。そのほかに嘱託員が1人配置されている。

- ①総務課は、企画係及び管理係の2係で組織され、所属職員数は11人である。なお、うち1人は兵庫県消防学校救急救命士養成課程に派遣されている。そのほかに嘱託員1人が配置されている。
- ②予防課は、予防係及び危険物係の2係で組織され、所属職員数は12人である。
- ③警防課は、警防第1係、消防第1係、指令第1係、警防第2係、消防第2係及び指令第2係の6係で組織され、所属職員数は25人である。
- ④救急救助課は、救急第1係、救助装備第1係、救急第2係及び救助装備第2係の4係で組織され、所属職員数は13人である。
- ⑤広野分署及び吉川分署には、それぞれ消防第1係及び消防第2係が組織され、所属職員数は広野分署が14人、吉川分署が14人である。

(2) 所管業務の概要

- ①総務課は、職員の人事管理、福利厚生、予算の編成、執行の調整、所管財産の管理、消防団の組織及び制度、消防団員の任免及び表彰、消防団員及び消防作業従事者等の災害補償、消防団員の退職報償、北播消防協議会、消防施設の整備、消防庁舎の維持管理に関する事務等を所管している。
- ②予防課は、危険物規制、危険物製造所等の許可・届出及び立入り検査、三木防火協会、防火対象物の査察、建築確認及び許可の同意、防火管理者の講習・指導、事業所の消防訓練の指導、液化石油ガス・火薬類・高圧ガスの規制、消火

器・住宅用火災警報器の普及啓発、幼年・少年・婦人防火委員会に関する事務等を所管している。

- ③警防課は、消防訓練等の住民指導、自主防火及び防災対策の推進、開発行為に係る消防水利等、消防水利施設の管理及び維持補修、消防通信指令施設の管理、災害現場の情報収集、消防相互応援協定、り災証明書の発行、火災予防、消防警備、緊急消防援助隊、火災原因調査に関する事務等を所管している。
- ④救急救助課は、高度救急業務の推進、救急法講習会、応急手当の普及啓発、救急・救助の教育訓練、医療機関等との連携、家庭救急の教育指導、救急救助活動、消防自動車等の管理、救助の資機材に関する事務等を所管している。
- ⑤広野分署及び吉川分署は、消防活動、救急救助活動、その他これらに関する業務を所管している。

【行政委員会】

農業委員会事務局

(1) 組織及び職員数

所属職員は、事務局長を含め3人である。

(2) 所管業務の概要

農業委員会、農地法に基づく事務手続き、農地管理及び利用、農業者年金、耕作放棄地の解消に関する事務等を所管している。

【教育委員会 教育総務部】

教育施設課

一般会計及び学校給食事業特別会計を所管している。

関係機関として、学校給食調理場10か所を所管している。

(1) 組織及び職員数

施設係及び給食係の2係が設置され、所属職員数は課長を含めて5人、嘱託員が1人配置されている。そのほかに嘱託員の栄養士3人が小学校にそれぞれ配置されている。

(2) 所管業務の概要

①施設係は、教育施設の整備及び維持管理、教育財産及び用地の管理、情報教育設備の整備、学校園備品の整備、通学対策に関する事務等を所管している。

②給食係は、学校給食施設の運営管理、学校給食における地産地消の推進及び学校給食費の徴収等に関する事務等を所管している。

【教育委員会 教育振興部】

学校教育課

関係機関として、教育センター、青少年センター、小学校 16 校、中学校 8 校、特別支援学校 1 校が設置されている。

(1) 組織及び職員数

学校指導係、教職員係及び学事係の 3 係が設置され、所属職員数は 13 人で、そのうち 8 人は指導主事を兼務している。そのほかにスーパーカウンセラー 1 人、不登校対策指導員 2 人、教育活動支援員 2 人、スクールカウンセラー 5 人を含む 11 人の嘱託員が配置されている。

教育センターの所属職員数は、所長（課長級）を含めて 3 人で、そのうち 2 人は指導主事を兼務している。そのほかに青少年カウンセラー 1 人、適応教室指導員 2 人、教育センター事業支援員 1 人、ICT 教育指導員 1 人の計 9 人の嘱託が配置され、青少年センターには所長 1 人、そのほかに青少年指導員 1 人の嘱託員が配置されている。

(2) 所管業務の概要

- ①学校指導係は、学校への指導助言、学校評価システム、学校再編、不登校及びいじめ対策、学力向上への取組、ふるさと教育、小・中連携、体験活動（自然学校・トライやるウィーク等）の実施、教職員研修、教科書の採択及び無償給与、各種調査・統計（教育課程実施状況・基礎学力・進路等）、部活動の活性化、特別支援教育及び適正就学指導の推進に関する事務等を所管している。
- ②教職員係は、県費負担教職員の任用等の人事事務、教職員の業務改善等に関する事務等を所管している。
- ③学事係は、児童生徒の就学、転入学、卒業、就学援助及び就学奨励事業、学校保健事業、学校災害共済事業、教育に係る調査及び統計、各種事業に係る財務に関する事務等を所管している。
- ④教育センターは、教育センターの施設・設備の維持管理、施設の公共的利用、図書・教材・ビデオその他の教育資料の整理、教職員研修講座及び市民研修講座の計画及び実施、教育に係る調査研究、相談事業（教育相談・発達教育相談等）、「教育の情報化」の推進、適応教室の運営、特別支援教育、青少年教育に関する事務等を所管している。
- ⑤青少年センターは、青少年の非行防止と健全育成、人の目の垣根隊活動に関する事務等を所管している。

教育・保育課

(1) 組織及び職員数

- ①教育・保育課は、指導係、入所・給付係及びアフタースクール係の 3 係が設置され、所属職員数は課長を含めて 9 人で、そのうち 2 人は指導主事を兼務して

いる。そのほかに子育て支援コーディネーター1人を含む嘱託員3人が配置されている。

- ②幼稚園5園には、園長及び教諭11人、嘱託の教員6人及び日々雇用の教員9人が配置されている。
- ③保育所2か所には、所長含めて保育士6人、管理調理員1人、嘱託の保育士16人、日々雇用の保育士27人が配置されている。
- ④認定こども園2園には、園長及び保育教諭9人、管理調理員1人、嘱託の保育教諭26人、日々雇用の保育教諭27人が配置されている。
- ⑤アフタースクール2か所には、嘱託員6人が配置されており、そのほかのアフタースクール11か所は業務委託されている。

(2) 所管業務の概要

- ①指導係は、幼保一体化計画の進行管理、保育者研修、就学前教育・保育施設の指導・評価と教育・保育内容の指導、助言に関する事務等を所管している。
- ②入所・給付係は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定子ども・子育て支援施設等の認可、確認、入退所及び監査、教育・保育給付及び施設等利用給付に関する事務等を所管している。
- ③アフタースクール係は、放課後児童健全育成事業に関する事務等を所管している。

志染町公民館

(1) 組織及び職員数

志染町公民館には、館長（嘱託員）と地域まちづくり担当職員がそれぞれ1人ずつ配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域人権学習の推進、地域コミュニティの推進、地域まちづくりの推進等に関する事務等を所管している。

自由が丘公民館

(1) 組織及び職員数

自由が丘公民館には、館長（嘱託員）と地域まちづくり担当職員がそれぞれ1人ずつ配置されている。

(2) 所管業務の概要

ライフステージに対応した生涯学習の推進、地域人権学習の推進、地域コミュニティの推進、地域まちづくりの推進等に関する事務等を所管している。

学校監査結果報告書

(定期監査)

学校監査結果報告書

1. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項（同第2項を兼ねる）の規定に基づく定期監査

- 【 小学校2校 】 三樹小学校、豊地小学校
- 【 中学校2校 】 三木中学校、星陽中学校

2. 監査の着眼点

(1) 重点事項

- ・ 学校で保管する現金、通帳等の管理が適正に行われているか
- ・ 備品及び薬品の管理が適正に行われているか

(2) その他の事項

- ・ 予算の執行状況について
- ・ 防犯及び消防設備の維持管理について
- ・ 郵便切手等の管理について
- ・ 市費職員の勤務関係について

3. 監査の期間

令和元年10月18日から令和2年2月10日まで

4. 監査の実施場所及び日程等

11月12日(火) 豊地小学校、星陽中学校、三木中学校、三樹小学校

5. 監査の実施方法

令和元年9月30日現在における学校の予算の執行状況、施設・物品及び準公金の管理状況等について、現地において関係職員から説明を聴取するとともに、あらかじめ提出を求めた関係書類、諸帳簿等を抽出により検査と照査するなどにより監査を実施した。

6. 監査の結果

前述のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかし、後述のとおり改善を要する事例が見受けられたので、検討の上、改善措置を講じられるように要望する。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として、市長等が措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

消防備品において不備があったもの

【内容】

廊下などに配備されている消火器について、一部の学校において期限切れのものが認められた。万が一の火災発生時の初期消火対応に支障をきたすことが危惧される。毎年実施される消防用設備等点検の結果について、教育委員会と情報の共有を図られるとともに、互いに連携することで更新漏れを防がれたい。

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

ア 準公金（公金以外の現金等）の取扱いについて（重点項目に係るもの）

【内容】

学校が管理しているいわゆる学年会計やPTA会計などの現預金については、公金に準じた取扱いが求められることから管理において以下の点に特に留意されたい。

- ① 学年会計等については、その残高が多額になる学校も存在することから管理を確実にし、出納については複数人で確認するとともに、施錠についても再徹底されたい。
- ② 教職員の異動に伴う担当者の変更があった場合でも、事務引継ぎが正確に行われるようにされたい。

イ 不用な備品及び薬品等の廃棄について（重点項目に係るもの）

【内容】

一部破損等により使用に耐えない備品や現在使用していないブラウン管テレビ等の廃棄処分が滞っている事例が見受けられた。

廃棄方法が不明の場合は、教育委員会や学校間で連携し、確認しあうなど適切な教育環境の整備、維持に努められたい。

7. むすび

以上が令和元年度の学校監査の概要である。

教育委員会と各学校、地域や学校間での連携を密にし、子どもたちが、思考力、問題解決力、応用力などの「確かな学力」を身に着けられることができる学習環境の充実がより一層図られることを期待し、むすびとする。

財政援助団体等監査結果報告書

(公の施設の指定管理者監査)

財政援助団体等監査結果報告書

(公の施設の指定管理者監査)

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2. 監査の期間

令和元年 11 月 14 日 ～ 令和 2 年 2 月 10 日

3. 監査の対象

(1) 所管部署

都市整備部都市政策課

教育総務部文化・スポーツ課

(2) 指定管理者

アシックスコミュニティ創造グループ

4. 監査の範囲

平成 30 年度及び令和元年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

5. 監査の着眼点

(1) 所管課

①指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われている

②指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか

③業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか

(2) 指定管理者

①施設の運営管理業務は協定書等に基づいて適正にされているか

②施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか

③施設の利用促進のための努力はなされているか

④事業報告書は適正に作成されているか

6. 監査の実施方法

(1) 書面監査

事前調査及び関係資料の提出を求め、その内容の確認及び分析を行った。

(2) 事情聴取

取組の状況、根拠、課題等について関係職員から事情を聴取した。

7. 指定管理者の概要

指定管理者としてアシックスコミュニティ創造グループが指定されている。

アシックスコミュニティ創造グループは、次の3社から構成されている共同事業体である。

(1) 構成団体の名称、所在地等

構成団体1（代表企業）

名称	アシックスジャパン株式会社
設立年月日	平成24年9月3日
所在地	東京都江東区新砂3丁目1番18号

構成団体2

名称	株式会社エヌ・エス・アイ
設立年月日	平成8年1月18日
所在地	大阪市北区梅田1丁目11番4-2100号 大阪駅前第4ビル21階

構成団体3

名称	株式会社NTTファシリティーズ
設立年月日	平成3年10月18日
所在地	東京都港区芝浦3丁目4番1号

(2) 指定管理者が行う主な事業内容

三木市有料スポーツ施設の管理

(3) 指定管理料

平成30年度 149,257,000円（消費税額等を含む）

令和元年度 145,385,000円（消費税8%額等を含む）

(4) 管理する施設

施設名	指定管理者団体名	所管課
三木山総合公園	アシックスコミュニティー創造グループ	都市整備部 都市政策課
吉川総合公園		
三木グリーンパーク		
ともえ運動公園		
自由が丘北公園		
緑が丘スポーツ公園		
総合体育館		教育総務部 文化・スポーツ課
三木勤労者体育センター		
三木市民体育館		

(5) 指定管理の期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

8. 調査の結果

監査の着眼点に基づいて調査した結果は、以下のとおりである。

(1) 所管課

① 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか

三木市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により指定され、三木市告示第97号により告示されていた。また、協定書についても適正に締結されていた。

② 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか

指定管理者からの相談、又は指定管理者に対する指導は、一週間に複数回の頻度において概ね適切に実施されていた。

③ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか

事業報告書及び適宜現場により履行確認が実施されていた。

(2) 指定管理者

① 施設の運営管理業務は協定書等に基づいて適正にされているか

協定書等に基づき、概ね適正に処理されていた。

② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか

他の事業との経理が明確に区分され適正に行われていた。

③施設の利用促進のための努力はなされているか

平成30年度実績では、自主事業として27事業が実施され利用促進の努力がなされていた。

④事業報告書は適正に作成されているか

適正に作成されていた。

9. 監査の結果

施設の管理運営及び出納その他の事務の執行について、監査した限りにおいて、概ね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部に是正・改善を要する事項が見受けられたため、所管課は指定管理者に対し適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、指定管理者においては所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に対し通知願います。

改善を要する事項については、以下に示すとおり。

(1) 指摘事項

① 月次報告書の提出について遅延がある

【内容】

三木市有料スポーツ施設指定管理者基本協定書（平成30年3月締結）の第19条には、月次報告書の提出は、翌月10日までに提出することが定められているが、概ね20日頃に提出されており、遅延が認められたため改善されたい。

② 自動体外式除細動器（AED）の電極パッドの期限切れがある

【内容】

三木市有料スポーツ施設指定管理者業務仕様書（平成29年8月）の「6 その他業務（7）」には、自動体外式除細動器（AED）の管理について規定されている。

一部の施設において、自動体外式除細動器（AED）の電極パッドの期限切れが認められた。早急に交換し、常時適切な対応がとれる体制を確保するとともに定期的な点検を実施されたい。

③ 備品台帳の整備が遅延している

【内容】

三木市有料スポーツ施設指定管理者業務仕様書（平成 29 年 8 月）の「5-1 保守管理業務（2）」には、「備品管理者別備品一覧」の整備が規定されているが、指定管理者が指定されてから 1 年 7 か月の期間が経過するものの、依然として整備されていない。指定管理方式により業務が行われるに当たっては、財産の所有権区分について明確にする必要があることから、速やかに「備品管理者別備品一覧」の整備と管理を行われたい。

④ 指定管理者における協定書及び仕様書等の遵守について

【内容】

三木市有料スポーツ施設指定管理者基本協定書（平成 30 年 3 月締結）の第 8 条第 2 項には、平成 29 年 8 月の指定管理者公募時に市が掲げた募集要項をはじめ、各種仕様書等にも従って業務を実施することが定められているが、その一部において遵守できていない事項が認められた。基本協定書に従い適正に実施されたい。

⑤ 所管課における協定書及び仕様書等の履行確認の徹底について

【内容】

所管課における指定管理者への指導監督については概ね適切に実施されていることが確認できたが、協定書等に基づく業務内容を指定管理者が遵守しているかのチェックについて、所管課が実施していることが確認できなかった。協定書等に記載された遵守すべき項目について、所管課における毎年度の履行確認を徹底し、その記録を適切に保管されたい。

(2) 委員意見

「委員意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、特に要望する必要があると認められたものをいう。

意見なし。

10. むすび

公の施設は、市民生活に最も身近なものの一つであり、施設管理の良否により自治体が評価されることもある。安全性の確保など、厳正な管理が行われることはもちろんのこと、利用者へのサービスを向上させることにより、市民が暮らしやすさをより実感できるよう適切な施設管理がなされることを期待する。